

1. 食品ロス削減の背景

食品ロスとは、食べられる状態であるにも関わらず、捨てられている食品のことです。国では年間552万トン（令和2年度農林水産省・環境省推計）もの食品ロスが発生していると試算されています。

平成27年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成に向けて食品ロスの削減が必要とされるなど、国際的にも重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年5月に公布、10月に施行され、令和2年3月には、同法第11条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。食品ロス削減推進法において、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

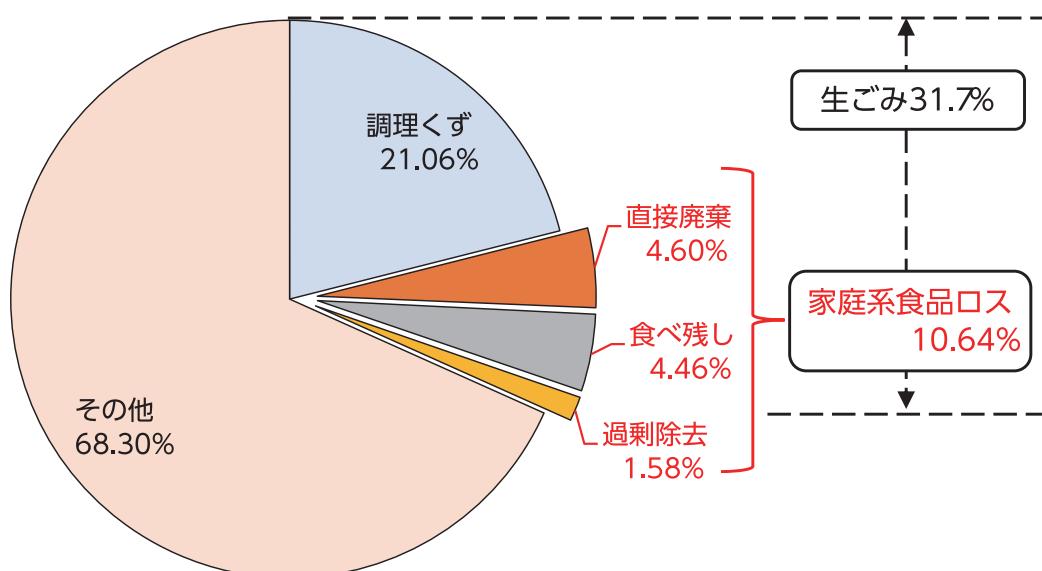
食品ロスの削減は、ごみの減量にも大きく貢献することはもちろんのこと、本市ではSDGsに取り組むことを「地方公共団体の業務そのもの」と捉えており、食品ロスの削減に向けた取組を重点的に推進します。

2. 柏市の食品ロスの現状と課題

（1）食品ロス量の推計

家庭から排出される食品ロスの主な原因は、賞味期限切れ等による直接廃棄（手付かずの食品）、調理時に皮を剥き過ぎるなどの過剰除去、食べ残しです。

令和3年度に実施した「ごみ組成分類調査」によると、家庭系可燃ごみの31.7%が生ごみで、そのうち「食品ロス」は約10.6%となっています。



出典：令和3年度ごみ組成調査委託報告書（柏市、令和4年2月）

図 5.1 家庭系可燃ごみ中の食品ロスの割合（令和3年度）

本市における家庭系食品ロス量は、家庭系可燃ごみ中の食品ロス量の割合から推計し、事業系食品ロス量は全国推計値における家庭系食品ロス量の割合から推計しました。令和3年度における本市の食品ロス量は、表5.1に示すとおり、11,834t/年と推計されます。

表 5.1 本市における食品ロス量の推計

項目	単位	柏市 ^{注1)}	全国 ^{注2)}	
		R3年度	R2年度	
家庭系可燃ごみ量	t/年	52,627	—	—
家庭系食品ロス割合 ^{注3)}	—	10.64%	—	—
家庭系食品ロス量	t/年	5,600	2,470,000	47.32%
事業系食品ロス量 ^{注4)}	t/年	6,234	2,750,000	52.68%
計	t/年	11,834	5,220,000	100.00%

注1)表中の柏市の数値は、旧柏地域を示す

注2)全国の食品ロス量:農林水産省ホームページ「食品ロス量の推移」

注3)柏市の家庭系食品ロス割合:令和3年度ごみ組成調査委託報告書(柏市、令和4年2月)

注4)柏市の事業系食品ロス量:全国の食品ロス量のうち、家庭系食品ロス量の割合から推計

柏市の事業系食品ロス量=(家庭系食品ロス量(5,600t/年)÷47.32%)-(家庭系食品ロス量(5,600t/年))=6,234t/年

(2) 食品ロスに関する課題

本市における家庭系食品ロスは、家庭系可燃ごみの約11%を占め、特に直接廃棄（手付かずの食品）が家庭系食品ロス量の半分程度となっており、計画的に食品を購入しないことによる「買いすぎ」、「重複買い」など様々な要因が「手付かず食品」の廃棄につながっていると考えられます。

このため、計画的に必要なもの・量だけを購入すること、冷蔵庫の中を整理すること、賞味（消費）期限表示を正しく理解する、無駄なく使いきることなどの行動の促進と食品ロス削減の意識向上に向けた更なる情報発信が必要となっています。

また、事業系食品ロスについては、他都市における調査結果等からの一般的な傾向として、手を付けていない食品の廃棄が多い、スーパー・コンビニエンスストア等の小売業や食べ残しの多いファーストフード・テイクアウト等の飲食店からの食品ロスが多いとされています。

このため、市民と食品関連事業者が相互理解のもと、小分け販売や少量販売、値引き販売等の売りきりに向けた取組みや食べきり運動の展開等を推進する必要があります。

3. 食品ロス削減に関する施策

(1) 求められる行動と役割

食品ロスは市民と食品関連事業者の双方から発生することから、卸売り・小売から消費に至るまでの全ての段階で取り組むべき課題です。

市民や食品関連事業者が以下に示す「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組みを市民に伝え、市民はそれを受け、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用するといった双方のコミュニケーションが活性化していくことが重要です。

1) 市民

市民は、消費者として、食品ロスの現状と削減の必要性に理解を深めるとともに、日常生活の中で自ら排出している食品ロスについて適切に理解・把握する必要があります。その上で、表5.2に示す行動例を参考に、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができるることを一人ひとりが考え、行動に移すことが必要です。

また、自分の消費行動が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を支援する役割も求められます。

表 5.2 食品ロス削減における市民の行動例

区分	行動例
買い物の際	<ul style="list-style-type: none">●事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し(手前取り、見切り品等の活用)、使い切れる分だけ購入する。●商品が欠品となっていることを許容する意識を持つ。
食品の保存の際	<ul style="list-style-type: none">●食材(特に野菜や果物)に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。●賞味期限を過ぎた商品であっても、すぐに食べられなくなるわけではないことを理解し、それぞれの食品が食べられるかどうかを個別に判断する。
調理の際	<ul style="list-style-type: none">●家にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。●料理は食べきれる量を作り、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものもリメイク等の工夫をして食べるようにする。
外食の際	<ul style="list-style-type: none">●食べきれる量を注文し、提供された料理は食べるようにする。●宴会時には3010運動等を実践する。●やむを得ず料理を残してしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自らの責任の範囲で持ち帰る。
生ごみを排出する際	<ul style="list-style-type: none">●水きりを徹底し、ごみを軽くして出す意識を持つ。

2) 食品関連事業者

食品の卸売・小売、外食事業者などの食品関連事業者においては、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、消費者である市民に対して、自らの取組みに関する情報提供や啓発を実施するほか、食品廃棄等を継続的に計量する等により、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握し、関係事業者や市民とのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることで、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが求められます。

さらにこうした活動を行った上でもなお発生する食品ロスについて適切に再生利用するとともに、本市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることが期待されます。

表 5.3 食品ロス削減における食品関連事業者の行動例

区分	行動例
食品卸売・小売業者	<ul style="list-style-type: none"> ●流通過程全体での食品ロス削減に向けた、納品期限（3分の1ルール）等の緩和や適正発注の推進等の商習慣の見直しに取り組む。 ●天候や日取り（曜日）等を考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫のほか、季節商品は予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。 ●賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売りきるための値引きやポイント付与等の取組みを行うほか、小分け販売や少量販売など消費者が使いきりやすい工夫を行う。 ●フランチャイズ店における食品ロスについては、本部と加盟店とが協力して削減に努める。
外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等	<ul style="list-style-type: none"> ●天候や日取り（曜日）、消費者の特性等を考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。 ●小盛りや小分けメニュー、要望に応じた量の調整ができるようにする等、消費者が食べきれる量を選択できる仕組みを導入する。 ●おいしく食べきりを呼びかける3010運動等の取組みを行う。 ●消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り容器による料理の持ち帰りをできるようにし、その旨を消費者にわかりやすく情報提供する。 ●やむを得ず生ごみとして排出しなければならない場合でも、業務用生ごみ処理機の導入や生ごみリサイクル事業者と提携するなど、生ごみの排出抑制に努める。 ●外食事業者以外であっても食事の提供等を行う事業者は、食品ロス削減のために可能な取組みを行う。
食品関連事業者に共通する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●ダンボール等の包装資材に傷や汚れがあった場合でも、中身の商品が毀損していなければ、輸送、保管等に支障があるときを除き、そのままの荷姿で販売することを許容する。 ●フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売りきりの工夫を行う。 ●フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。 ●食品ロス削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組みの内容や進捗状況等について、積極的に開示する。

3) 市民団体等(環境団体、NPO団体等)

上述した役割と行動を実践する市民や食品関連事業者が増えるよう積極的な普及啓発活動を行うほか、本市と協働し、食品ロス削減に向けた取組み(フードバンク活動等)を行うなど、市民や食品関連事業者、行政等の多様な主体をつなぐ役割を担うことが期待されます。

4) 行政

市民、食品関連事業者、市民団体等がそれぞれの役割と行動を実践していくよう、国や県が実施する施策に加えて、本市としての食品ロス削減に関する施策を推進していきます。

(2) 今後の取り組み

食品ロス削減に向けて、市民及び食品関連事業者等が求められる行動や役割の重要性を認識したうえで、ライフスタイルや事業活動を見直し、双方が協力することが必要です。

そのため、市民及び食品関連事業者の意識改革をめざし、食品ロス削減に向けた情報発信等の施策を推進します。

凡例: ●継続、★拡充・新規、■重点

家庭系食品ロス削減に関する取り組み

★■ 食品ロスを含む家庭系生ごみの削減

- 生ごみ処理容器等購入費補助制度の活用を通じた更なる減量を図るため、利用者アンケート結果を精査し、制度の拡充に向けた調査研究を行います。
- 生ごみ処理容器等購入費補助制度による減量効果を測定し、その効果を情報発信することで市民ニーズを掘り起します。
- 生ごみの3きり(水切り・食べきり・使いきり)等、誰もが日常生活の中で気軽に取り組むことのできる手法の普及に努めます。
- 食品ロスの削減のために「未利用食品」や「食べ残し」等の削減を促す新たな施策を検討し、食品ロス削減に関する情報をSNSやチラシなど様々な手段により発信します。
- リサイクルプラザリボン館等でのフードドライブの常設化について検討します。

● 家庭系ごみ減量化に関する情報発信

- 市民が日常的にできる取組を、市ホームページや広報かしわ、SNS等で情報発信します。
- ごみ出しカレンダーやごみ分別早見表(50音順表)の紙面内容の充実を図ります。
- 若年層をはじめとする幅広い市民が分別の理由や方法等を理解できるよう、スマートフォン用ごみ分別アプリ「さんあ～る」等を活用します。

凡例: ●継続、★拡充・新規、■重点

事業系食品ロスに関する取り組み

★■ 民間事業者との連携による減量化

- 飲食店から生じる食品ロスの削減を図るため、民間事業者との連携を検討します。
例)賞味期限間近な食品のマッチングアプリサービスを提供する民間事業者等との連携

● 事業系食品廃棄物等の資源化

- 小中学校の給食残渣を堆肥化して学校花壇で活用する「ドリームフラワープロジェクト」に、学校、企業、大学と連携して取り組みます。

★ 食べきり協力店制度の導入

- 小盛メニューの導入や食べ残しの削減の情報発信等に取り組む飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として認定し、各店舗の取組状況を市民に周知することを検討します。

※旧沼南地域においては、旧柏地域の計画に準じて食品ロスの推進施策に取り組みます。